

龍ヶ崎市立大宮小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定に人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(「いじめ防止対策推進法」第2条から)

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組む。本校職員は、以下の基本的な認識に基づいていじめ問題に対応する。

- ① いじめはどの子どもにも、どの集団にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きなかわりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念をもとに、いじめ防止等に取り組む。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである。」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

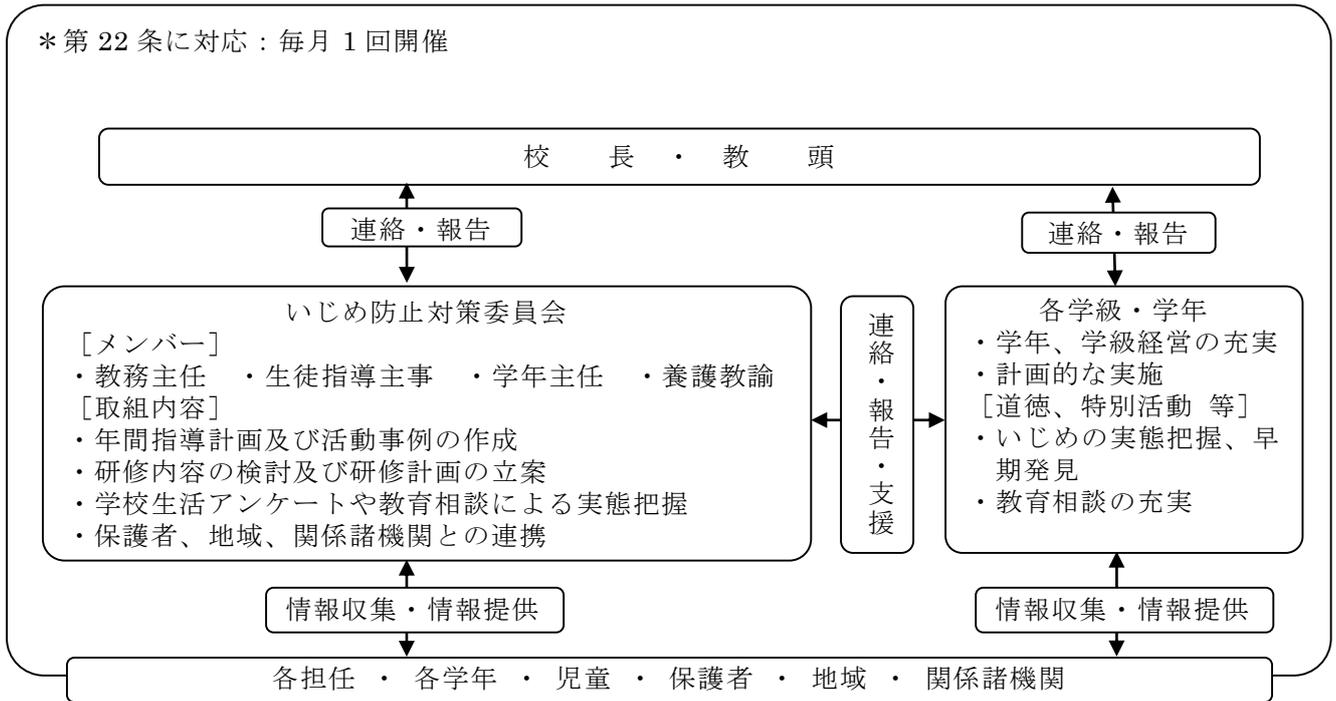
(1) いじめを許さない学校づくりのために【未然防止】

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

本校は、次のようにいじめ防止に取り組む。

① いじめ問題に取り組むための組織 [平常時]

【未然防止・早期発見のための組織】



② 児童のよさを伸ばす教師のかかわり

児童は意図的あるいは何気なくよい行いをしていることがある。また、役割を果たすために活動していることもある。教師は児童に対し、よさを褒めたり認めたりする機会を多くもつことを心がけ、児童が自分のよさに気づき、そのよさをさらに伸ばしていけるようにする。また、教師同士で児童のよい話題を共有して児童に伝え、児童同士も互いのよさを発見できる心を育む。

③ 学年・学級経営の充実

学校での生活の基盤は学級である。そこで、仲間づくりを基盤とした楽しい学校づくりを推進する。学級経営を充実させるためには、児童と教師、児童相互が望ましい人間関係を構築し、児童一人一人が「自己有用感」、「達成感」や「充実感」が得られるようにしていく。また、教職員は児童と同じ目線で接し、ともに学びともに活動することを心がける。

④ 授業における生徒指導

児童の学校生活の多くを占める授業は、児童の人間形成にとって大切な時間である。そこで、分かる授業を展開し児童の主体的な態度を養うとともに、ともに学び合うことの意義と大切さを実感させる。また、児童一人一人の小さな伸びをとらえ、その伸びを認め励まし、学習意欲を高めていく。

⑤ 児童会（児童委員会）活動の充実

児童会（児童委員会）を中心として、自ら行事等を企画・立案し、実践していく活動を通して、望ましい集団づくりを図るとともに、望ましい集団生活について考えさせる機会とする。また、児童自らいじめについて考え、行動できる行事を企画・運営する。

⑥ 道徳や体験活動の充実

児童の豊かな心を育成し、心の通う交流の素地を養うことがいじめの防止につながる。本音で語り合い、自己の生き方についての考え自覚を深められるような道徳の授業を工夫する。また、児童の発達段階や特性を考慮し、自覚を深めさせたい道徳的価値を明確にするとともに、龍の子人づくり学習と関連させながら進める。

⑦ 学校行事の充実

運動会や遠足、宿泊学習、修学旅行などの学校行事は、準備の段階から、児童を励ましたり褒め

たりして成長を促す機会が多くある。「どの子を、どのような場面で、どのように育てるか。」「この行事で、個人として、集団として、どのような力を身に付けさせたいか。」というねらいをもって指導にあたる。

⑧ 開発的予防的な生徒指導の取組

■ 龍ヶ崎市立大宮小学校 いじめ防止等に係る「開発的予防的な生徒指導」年間活動計画 ■

月	学校行事等	学校としての取組	児童主体の活動
4	始業式 入学式 二者面談 避難訓練	◆いじめ防止対策委員会 1 ◆校内生徒指導全体会 1 ・指導方針 ・指導活動計画 ◆なかよしアンケート 1 ◆学年・学級開きでの人間関係づくり ・ソーシャルスキルトレーニング	◆委員会 ◆新入生を迎える会
5	3・4年生遠足 全国学力・学習状況調査		◆1・2年学校探検 ◆水泳学習集会(体育・保健給食委員会)
6	1・2年生遠足 出前演奏会 4年湖上体験	◆なかよしアンケート 2	◆小・中合同あいさつ運動 ◆感染症予防会(保健給食委員会)
7	PTA 授業参観 二者面談 1年公園探検 4年清掃工場見学	◆いじめ調査まとめ [市提出]	◆福祉体験学習(5年)
8		◆校内生徒指導全体会 2 ・いじめ校内研修 ・情報共有 ・後期の計画、確認	
9	避難訓練 3年スーパーマーケット見学	◆いじめ防止対策委員会 2 ◆なかよしアンケート 3 ◆長期休業明けの人間関係づくり ・ソーシャルスキルトレーニング	
10	大宮小運動会 前期終業式 後期始業式 6年生修学旅行 5年生宿泊学習 1年公園探検		◆委員会 ◆大宮小運動会(係活動)
11	持久走大会・自由参観日 5・6年薬物乱用防止教室 2年町探検	◆なかよしアンケート 4	◆小中合同あいさつ運動
12	PTA 授業参観	◆いじめ調査まとめ [市提出]	
1	県学力診断テスト 避難訓練 1年公園探検 3年消防署見学	◆いじめ防止対策委員会 3 ◆なかよしアンケート 5 ◆長期休業明けの人間関係づくり ・ソーシャルスキルトレーニング	
2	縄跳び大会・自由参観日 学年末PTA		◆保育園児との交流(1年)
3	卒業式 修了式	◆いじめ調査まとめ [市提出] ◆校内生徒指導全体会 ・本年度のまとめ ・来年度の計画検討	◆委員会 ◆卒業生を送る会

(2) いじめに対する認識や気づきへの対応を充実させるために〔早期発見〕

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童の小さな変化に気づく力を高めることが必要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、僅かな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもつ。いじめを隠したり軽視したりせず積極的にいじめを認知していく。

本校では、次のように早期発見に対する取組を進める。

① 教師と児童の普段のかかわり

いじめはどの児童にも起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通して観察を行い、小さな変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないようにする。そのためにも普段から児童とのふれあいや個別の声かけ、相談等の関わりもち、的確に状況を把握する。

② 組織での検討

学級担任及び学年主任、養護教諭、龍の子さわやか相談員等を含めた教育相談体制や支援体制を整える。また、教職員間で情報を共有し、組織的に観察や支援を行う。

③ 学校生活アンケートの実施

校内における生活アンケート及び市教育委員会による学校生活アンケートを定期的実施し、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめだけでなく学校外で起こったいじめも記入させる。また、自分や自分の身の回りで起きているいじめについても記入させる。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するよう指導する。

④ 教育相談の充実

日頃から児童と接する機会を多くもち、児童が教職員と相談しやすい関係を構築する。生活アンケート実施後は、児童一人一人と面談を行い、児童の生活の様子や他の児童がいじめの被害を受けていないか等も確認する。

⑤ いじめ防止に向けた保護者へのはたらきかけ及び家庭や地域との連携

学校だよりや学年だより、学校ホームページ等を活用し、「いじめは絶対に許せないこと」を全保護者や地域に積極的に発信し、いじめ根絶のために互いに連携を密にしながら取り組むことに理解を求める。

⑥ いじめの相談窓口・通報窓口について

各教育事務所に開設されている「いじめ解消サポートセンター」や県教育委員会HP上の「24時間子供SOSダイヤル」等、いじめに関する相談や情報提供の窓口や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの利用法も全児童、保護者に周知する。

⑦ 関係諸機関との連携

所轄警察及び市教育センター、こども家庭課と児童の情報連携を図るために、定期的に電話連絡、または出向いて情報交換や話合いの機会をもつ。また、警察からのチラシ等も配布する。

⑧ いじめ問題に対する教員研修の充実

ア カウセリング演習等の実践的な内容の研修を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消に向けた技能の習得、向上を図る。

イ 事例研究を通して具体的な対応方法について理解を深め、いじめ対応の実践力の向上を図る。

特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという認識を徹底する。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報リテラシー、情報モラルの理解を深める。

⑨ インターネットを通して行われるいじめに対する対策

インターネットを通して行われるいじめは発見しにくいいため、児童や保護者から定期的に情報を収集し、その把握に努める。また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、児童がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応

じた情報モラル教育も推進する。また、携帯電話の安全な利用法や危険への対処法などについて、専門家を講師として招聘した「スマホ安全教室」等を行い、児童の理解を深める。

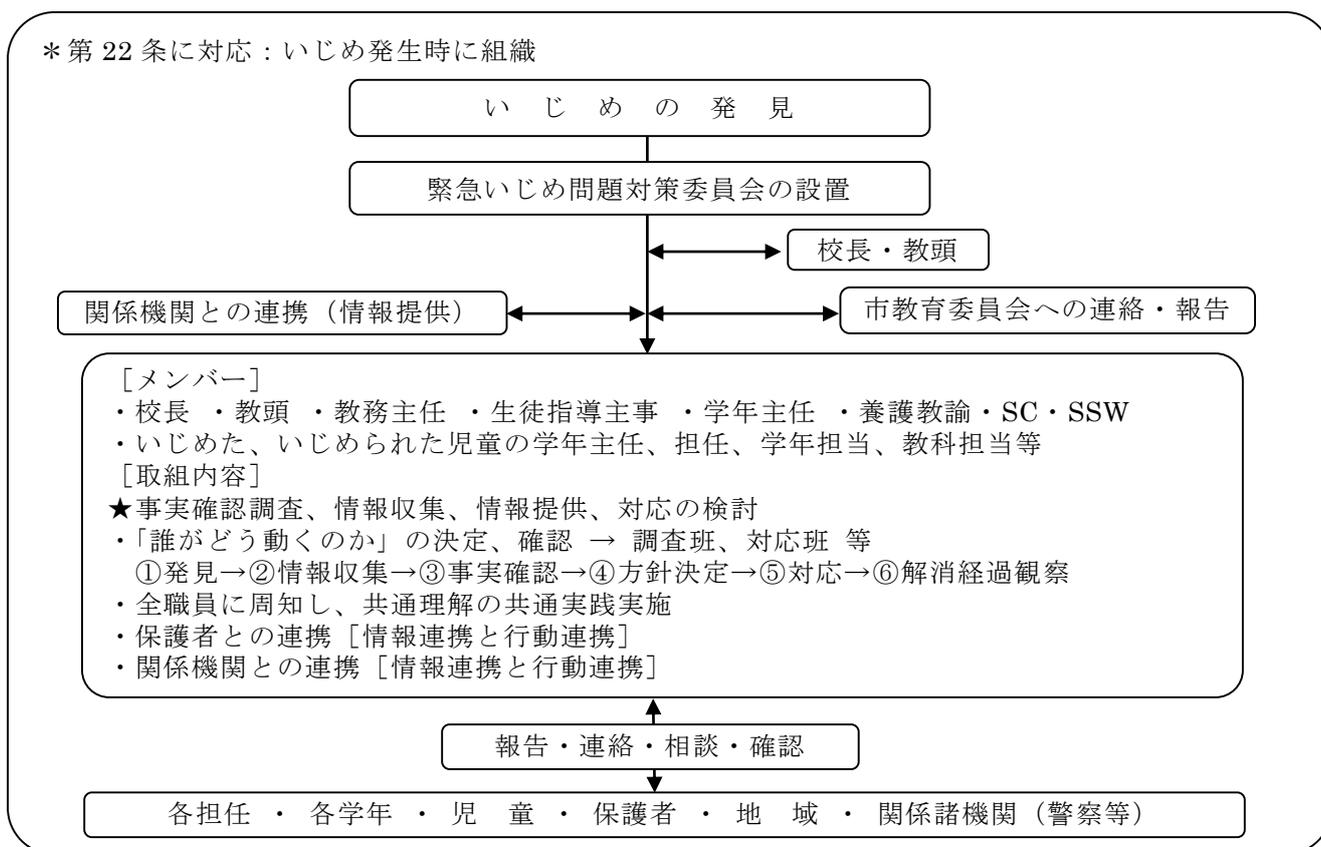
児童がインターネット上に不適切な書き込みを行った場合、被害の拡大を避けるため削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求める等の措置を速やかに講じる。

(3) いじめを認知した場合の適切な対応 [早期対応]

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、事案に応じて、家庭や教育委員会への連絡・相談や関係機関等と連携する。

本校では、次のようにいじめの早期対応に取り組む。

① いじめ問題に取り組むための組織 [いじめ発生時]



② いじめへの対応

ア 緊急いじめ問題対策委員会の開催

- ・ 指導内容及び指導過程等の協議
- ・ 全職員への周知

イ 事実確認

- ・ いじめを受けた児童からの聞き取り
- ・ いじめを行った児童からの聞き取り

ウ 事実確認後の報告

- ・ いじめを受けた児童及びいじめを行った児童からの聞き取り内容の確認
- ・ 保護者への報告内容及び指導内容についての協議
- ・ いじめを受けた児童の保護者への事実確認内容の報告及び今後の支援体制の提案
- ・ いじめを行った児童の保護者への事実確認内容の報告及び今後の指導内容の提案

エ 上記ウの支援体制及び指導内容に基づいた支援及び指導

- オ いじめ発生に係る分析と今後のいじめ防止に対する対応
 - ・ いじめが発生した原因の究明及び全職員での確認
 - ・ 今後のいじめ防止に係る取組内容及び指導内容、指導体制の確認
 - ・ 改めて「いじめは絶対に許せないこと」を全児童及び全職員に周知
- カ 市教育委員会への報告
 - ・ 上記ア～オについて適時に報告

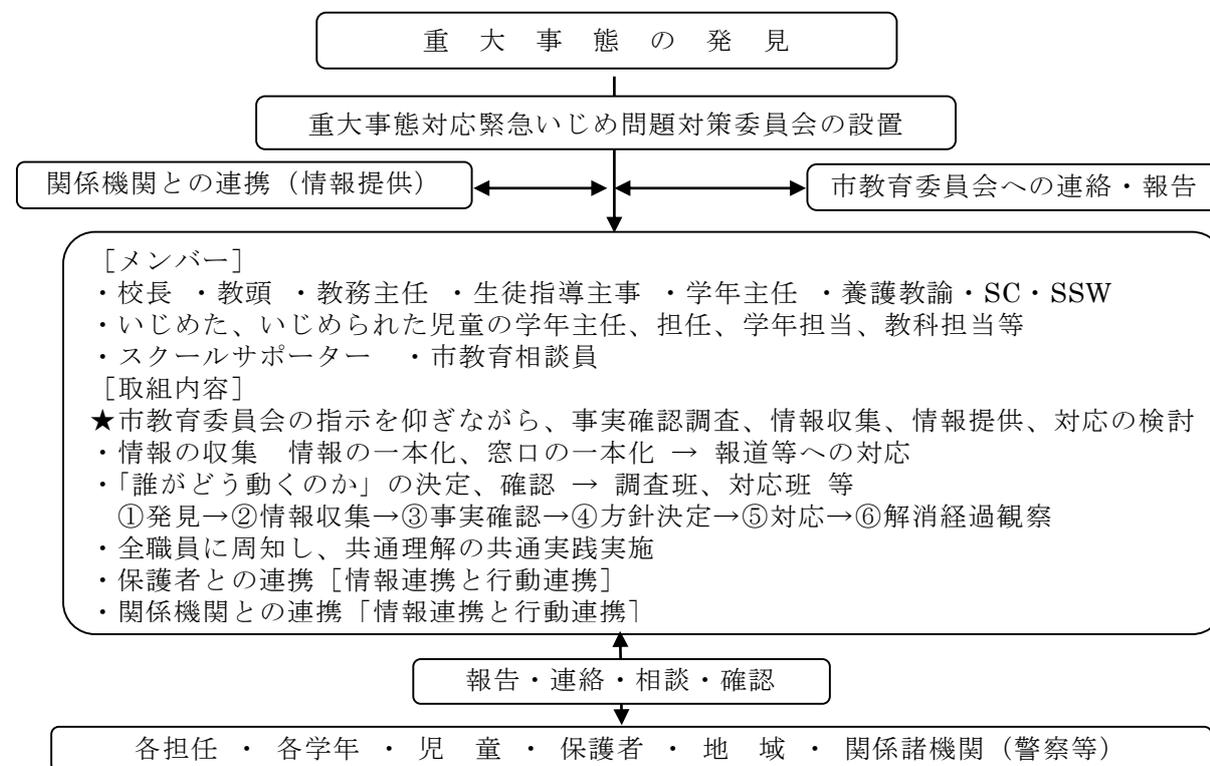
③ 重大事態と判断されるいじめへの対応 [第 28 条にもとづいて]

いじめ防止対策推進法第 28 条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、龍ヶ崎市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

* 第 28 条②に対応：重大事態発生時に組織



ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。

エ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を提供する。

オ いじめを行った児童・保護者に対しては、いじめ解消のための指導に加え、必要に応じて他の子どもの教育を受ける権利を保障する観点から、出席停止や犯罪行為にあたる場合は所轄警察署等との連携協力など毅然とした対応を行う。

カ いじめの周辺にいる児童や教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

4 その他の重要事項

(1) 取組の振り返りについて [学校評価における留意事項]

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学

校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、次年度の取組に生かす。

① いじめの未然防止・再発防止に関する取組について

- ・児童の規範意識を高めることができた。
- ・児童が教職員と相談しやすい関係を構築できた。
- ・情報モラル教育を推進できた。

② いじめの早期発見・対応に関する取組について

- ・いじめの早期発見に努めることができた。
- ・保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
- ・いじめを受けた児童の心のケアができた。
- ・いじめを行った児童に対していじめをやめさせることができた。
- ・地域や関係機関の協力を得ていじめの対応等ができた。

参考資料 危機管理対応マニュアルより

いじめ問題への対応

1 日頃の行動の観察、アンケート、面談等から、いじめの兆候となりそうな状況の日常的な把握

※ 言葉の脅し、冷やかし、仲間はずれ、無視、暴力、教室に一人である、みんなと遊ばない等、気になる行動を見逃さない。

- (1) 児童・保護者からの訴えや連絡があったら直ちに報告
- (2) 教師の発見等

2 いじめ問題を発見したら、**すべてに優先して**対応

- (1) 事実関係を把握し次第、管理職に報告
(担任・学年主任→生徒指導主事→教務・教頭→校長)
- (2) 共通理解し、今後の対応について協議
 - ・緊急いじめ問題対策委員会の開催
 - ・校長の指導

3 被害児童、加害児童への指導（担任・学年主任・生徒指導主事）

※状況に応じて、学級・学年・全校児童への指導
※被害児童を守ることを優先

4 保護者への対応

(担任・学年主任・生徒指導主事・教頭・校長)

- (1) 被害児童の保護者
→ 実情とこれまでの指導の経過や今後の対応について説明し、理解と協力を依頼
- (2) 加害児童の保護者
→ 実情を説明し今後の対応について理解と協力を依頼

5 市教育センター、こども家庭課等の関係機関やP T Aとの連携を判断

6 指導を継続し、随時指導の経過を報告

(担任－緊急いじめ問題対策委員会－教頭・校長)

- ・いじめの解消に至るまで継続観察しながら指導

7 事態が改善されない場合、対応策について再検討

